

## 5. その他河川整備を行うために必要な事項

河川整備の実施に関する事項を円滑に進めていくためには、関係機関との調整や地域住民との連携等が必要となります。これらを実現するための方策は、以下のとおりです。

### 5.1 その他施策との連携

#### (1) 都市計画等まちづくりとの調整

良好な河川景観の保全および創造のため、河川周辺地域の状況と、ブロック別基本方針を踏まえ、都市計画法等に基づく行為の規制、誘導等について地方自治体等と調整を図ります。

#### (2) 兼用道路及び河川に隣接する道路

堤防の上面に設けられた兼用道路及び河川に隣接する道路については、河川敷地利用の快適性や安全性の向上等が図られるよう、河川空間の特性に配慮した歩道、横断歩道の設置等の措置が行われるよう道路管理者と調整を行います。

#### (3) 河川愛護活動の推進

河川空間の利用は地域住民の河川に対する愛着を育み、生活に潤いを与えます。住民や NPO・市民団体等が積極的に参画しやすい体制の確保、教育活動のフィールドとしての活用、河川清掃及び美化等の活動の推進を図ります。

#### (4) 水源地域ビジョンの推進

弥栄ダムでは、ダム流域圏（岩国市、旧美和町、大竹市、和木町、旧佐伯町、旧大野町）の自立的・持続的な活性化の促進を図るための計画として「弥栄ダム周辺地域活性化促進プラン」が策定されています。

この計画に基づき、ハード整備の促進、ソフト施策（エコロジカルな地域社会の形成、水と森の保全・人と自然の共生、交流と連携、環境管理の地域体制）の推進を図ります。

### 5.2 連携と協働

河川の特長や地域のニーズを反映させた河川整備の実現を目指すために、地域住民からの要望や意見を聞き、その意見を踏まえた整備に取り組みます。また、適正な河川管理を行っていく上で、防災訓練、河川清掃等、地元自治体や地域住民、NPO 等の参画を推進し、役割分担をしながら、連携・協働の体制を強化します。

### 5.3 情報の共有化

河川愛護月間等における行事、水防演習、各種イベントやインターネット等を通じて、小瀬川に関する広報活動を強化し、河川愛護、河川美化等の普及や啓発に努めます。

1       また、太田川河川事務所資料庫を兼ねた  
2 河川広報室「GoGi ルーム」では、地域の  
3 方々が小瀬川の水質、生物等に関する広報  
4 活動を通じて「川の大切さ」を再認識し、  
5 行政の行う取り組みへの理解を深めても  
6 らうと同時に、家庭でできる水質改善の取  
7 り組みについて啓発活動を行っています。

8       今後も、この広報室を通じて、もっと小  
9 瀬川のことを知ってもらうために、パネル  
10 や水槽、模型等の展示等により、情報発信  
11 を行います。



水辺の安全教室(両国橋下流)

12

13

#### 5.4 社会環境の変化への対応

14

小瀬川の河川空間は地域の重要な社会基盤の一つとして、さらに多様な機能が求められています。

15

16

本計画では、地域計画等との連携を図りつつ、施設整備等のハード対策に加え、小瀬川水系をとりまく社会環境の変化に伴い生じる課題や地域住民のニーズにも適切に対応できるよう、地域と連携した組織づくり等のソフト対策に努めるとともに、河川整備計画自体も社会環境の変化に対して順応的な対応を図ることができるよう柔軟に運用します。

17

18

19

20